

令和7年度 公文書開示（2月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
1	R8. 1. 29	R8. 2. 3	中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和6年12月31日 現在の評定（調査書記載の評定）状況－ 調査対象622校（中等教育学校、 義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた5 78校	10	1															教育庁都立学校教育 部高等学校教育 課
2	R7. 12. 19	R8. 2. 17	○令和7年度都内公立小中学校事務共同実施のあり方検討委託 中間報告書 ○令和7年度都内公立小中学校事務共同実施のあり方検討委託 実地調査報告 書 ○打合せ議事録	602		1					1			1	1				・公にされることにより事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため （東京都情報公開条例第7条第6号） ・公にされることにより、今後の率直な意見の交換に支障をきたすおそれがある ため（東京都情報公開条例第7条第5号） 等	教育庁総務部総務 課